

運営に関する事項

令和 7 年 9 月

グループホーム『コマクサの家』

グループホームコマクサの家 運営に関する事項

(事業の目的)

第1条 株式会社ケーサポートが開設するグループホームコマクサの家（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の事業の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が要介護者及び要支援2の者であって認知症の状態にある者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、要介護者及び要支援2の者であって認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするものとする。

- 事業の実施にあたっては開かれた施設を標榜し地域、町内会等関係機関との交流を図り利用者が地域住民として生活できる環境を創設する。
- 公共施設の活用を図り、保健・福祉・医療施設との連携を図る。
- 利用者の権利と人権を守る。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 事業者 株式会社 ケーサポート
- 名称 グループホーム コマクサの家
- 所在地 札幌市豊平区月寒西1条2丁目1番35号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1階

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務（兼務内容）	専従	兼務	
管理者	1		1（介護職）			認知症対応型サービス事業管理者研修修了
計画作成者	1		1（介護職）			介護福祉士（実践者研修修了）
介護従事者	8	5	2(管理者、計画作成者)	1		介護福祉士他
看護師	1				1（2階・3階）	看護師

2階

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務（兼務内容）	専従	兼務	
管理者	1		1（介護職）			認知症対応型サービス事業管理者研修修了
計画作成者	1			1		介護支援専門員（実践者研修修了）
介護従事者	11	3	1（管理者）	7		介護福祉士他
看護師	1				1（1階・3階）	看護師

3階

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務（兼務内容）	専従	兼務	
管理者	1		1（介護職）			認知症対応型サービス事業管理者研修修了
計画作成者	1		1（介護職）			介護福祉士（実践者研修修了）
介護従事者	13	4	2(管理者、計画作成者)	7		介護福祉士他
看護師	1				1（1階・2階）	看護師

職員の職務内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、介護業務に関する従事者の管理を一元的に行うとともに自らも指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
計画作成者	計画作成担当者は、1ユニット毎に1名を配置し、計画作成担当者としてそれぞれの利用者の状況に応じた指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。また、利用者の各種相談・苦情の担当窓口としての業務を行う。
介護従事者	介護職員は、計画作成担当者の作成した介護計画に基づき指定認知症対応型共同生活及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
看護師	看護師は、日常的な入居者の健康管理業務を行い、主治医や協力医療機関との連絡調整を行なう。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、次の通りとする。

居室等概要 (ユニット数3)	1階	定員 9	居室 9.食堂 1.浴室 1.リビング 1.トイレ 3.洗濯室 1.洗面所 3.
	2階	定員 9	居室 9.食堂 1.浴室 1.リビング 1.トイレ 3.洗濯室 1.洗面所 3.相談室 1
	3階	定員 9	居室 9.食堂 1.浴室 1.リビング 1.トイレ 3.洗濯室 1.洗面所 3.相談室 1

（指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条

1. 認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者的心身の状況に応じた介護
- 二 食事の調理、その他の家事等（各利用者と共同で行うよう努めるものとする）
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活を営む上での必要な行政機関に対する手続き等
- 五 介護サービスその他介護保険法令の定める必要な援助
- 六 利用者家族と交わした「契約書」記載上に定めたサービス
- 七 利用者家族の希望に応じて、規定外のサービスの提供を協議の上行う。
- 八 利用者の健康管理及び医療を必要と認めた場合の適切、迅速な処置
- 九 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急上やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 十 その他利用者に対する便宜の提供

2. 利用料等

- 一 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。
- 二 前項の費用の支払を受ける他、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文章で説明を行い、支払いに同意する旨の文章に署名捺印を受けることとする。

保 險 給 付 外 サ ー ビ ス 及 び 月 額 利 用 料 金	敷金・礼金	入居時に敷金 50,000 円、礼金 50,000 円をいただきます。 ※退去時に居室内の通常の保守・管理の程度を超える補修等は費用の実費、合わせて清掃（消毒など含む）費を負担していただき、費用が敷金内であれば差額を返金、超過であれば差額を納入頂きます。尚、契約 1 年未満での退去の際には敷金は返金いたしません。また、礼金につきましては入居者が共有する全ての備品、設備の維持管理及び修繕に活用するため、退去時の返金はいたしません。生活保護受給者の方は敷金 36,000 円、礼金 36,000 円です。
	室料	月額 50,000 円（生活保護受給者の場合 36,000 円） 入居月及び退去月は日割り計算となります。※月額料金を当月の 1 か月分の日数で除した額を日割り単価とします。その単価に在籍日数を乗じた金額が日割り計算された金額となります。（円以下の端数は切り捨て）
	食材費	日額 1,650 円 ※1 食を欠食した場合でも日額料金が発生いたします。
	水光熱費	月額 25,000 円 入居月及び退去月は日割り計算となります。
	共益費	月額 3,000 円 共用部分の清掃、エレベーター保修、施設の整備及び維持管理として活用。入居月及び退去月は日割り計算となります。（室料計算と同じ）
	暖房費	16,000 円。11 月から翌年 3 月までの 5 ヶ月間徴収いたします。 入居時及び退去時は日割り計算となります
	オムツ	紙おむつは実費負担となります。ホームにて業者の紹介も行なっております。
	理美容	提携先訪問理美容業者を利用しており実費負担となります。 毎月第 4 木曜日午前中

基本料金（1 日当たり）

	要介護度	介護費用	医療連携体制加算	合計
介護予防認知症対応型生活介護	要支援 2	749 単位	なし	749 単位
認知症対応型共同生活介護	要介護 1	753 単位	37 単位	790 単位
	要介護 2	788 単位		825 単位
	要介護 3	812 単位		849 単位
	要介護 4	828 単位		865 単位
	要介護 5	845 単位		882 単位

※介護報酬単価につきましては、1 単位あたり 10.14 円となります。

※初期加算として、入居後 30 日間に限り日額 30 単位が加算されます。

※介護職員処遇改善加算として、基本サービス費と各種加算を合計した単位に 17.8 % が加算されます。

※上記基本料金は、介護報酬改定により変わる場合があります。尚基本料金の 1 割又は 2 割、3 割が利用者負担額です。

（入居に当たっての留意事項）

- 第 7 条 利用者は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなくてはならない。
- 一 入居に際し、医師の診断書が必要であり、認知症であるとの記載が無い場合は入居できない。
 - 二 入居に際し、入居者の生活歴及び家族の連絡先等、家族に専用申込書への記入をしてもらう。
 - 三 利用者は努めて健康に留意する事。
 - 四 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出る事。
 - 五 利用者が入院治療を要する等共同生活が出来なくなった場合、家族と相談し必要な措置を講ずる。
 - 六 利用者は、他の利用者が適切なサービスを受けるための権利、機会を侵害してはならない。
 - 七 食事その他家事等には、可能な限り協力して自立した生活を目指す。
 - 八 定められた場所及び時間以外に喫煙及び飲酒をしてはならない。
 - 九 次条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。
 - 十 利用者又はその家族の者は、この規程に定めるものの外、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記された内容で確認をする。

(非常災害対策)

第8条 従業者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

1. 管理者は、防火管理者を選任する。
2. 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
3. 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、消防署と連絡を密にし、避難及び救出その他必要な訓練を行う。(毎年5月・11月)

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条

1. 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 3 その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(利用者及びその代理人からの苦情を処理する為に請ずる概要)

第10条

1. 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置く。また担当者が不在の場合は、基本的事項については誰でも対応できるようにするとともに、指定の様式に記入し引き継ぐ事とする。

(電話番号) 011-853-5093 (FAX) 011-853-5522

(担当者) 苦情責任者	1階 管理者：土屋瑠美	計画作成担当者：暮石 茄菜
	2階 管理者：松島早知	計画作成担当者：堀 紀子
	3階 管理者：井上昌子	計画作成担当者：佐川 とみ子

公的な苦情相談機関は以下の通り

☆札幌市介護保険課	011-211-2972
☆豊平区役所(保健福祉課)	011-822-2400
☆国民健康保険団体連合会(介護保険相談)	011-231-5161

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、直ちに計画作成担当者が詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を確認し管理者及び経営者へ報告する。
- ・事情確認後、速やかに『苦情処理報告書』を作成し管理者及び経営者へ提出する。
- ・必要に応じ、「処遇・課題検討会議」を開催し対応策及び改善策を策定すると共に職員への徹底を図る。
- ・検討後、翌日までに具体的対応策を利用者並びに家族に対し報告し合意を図る。
- ・『苦情処理報告書』は専用ファイルに綴り、再発防止に役立てる。

(事故が発生した場合の対応)

第11条

1. 転倒・誤嚥・離設行為等の事故が発生した場合には速やかに管理者・看護師及び連携する医療機関へ連絡・指示を受ける。また、必要に応じ救急車の要請や警察等への連絡など最良の処置を講ずると共に病状の把握と適切な応急処置を行う。対応後は速やかに「事故報告書」へ詳細を記載し再発防止につとめる。
2. 事故の発生の際は、別添マニュアルに沿った対応を行うと共にマニュアルの検証を行い必要な場合は是正・改善を図る。

< 事故発生時の連絡対応 >

事故発生→状況の把握→(離設行為の場合はSOSネットワーク活用)→連携する医療機関・救急車へ連絡→家族への連絡→管理者へ報告→事故報告書の記載。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、介護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

1. 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
二 採用後研修 年2回以上（外部研修や専門誌のユニット内回覧を含む）
2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. 妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
5. 事業所は、利用者の生命又は身体を保護する目的のために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行なわない。
緊急上やむをえず身体拘束を行なう場合は、文書にて利用者及び家族に説明し同意を得る。ただし、その場合には期限を設け身体拘束を行なわない工夫を講じなければならない。
6. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ケーサポートと事業所の施設長との協議に基づいて定めるものとする。
7. 外部評価 実施状況

	実施年月日	評価機関名
令和元年度	令和2年1月27日	特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット
令和2年度	令和3年2月10日	特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット
令和3年度	令和4年1月24日	特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット
令和4年度	令和5年3月11日	特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット
令和5年度	令和6年2月22日	特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット
令和6年度	令和7年3月27日	特定非営利活動法人 福祉サービス評価機構Kネット

開示日：令和6年4月1日

更新日：令和7年9月1日